

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成30年3月31日京都市条例第76号）
（行財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 法人の市民税

修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の道府県民税又は市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとします。（第10条関係）

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る同年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講じることとします。

ア 宅地等（農地以外の土地をいいます。以下同じ。）に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該宅地等の当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」といいます。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とします。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とします。
（附則第9条及び第14条関係）

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいいます。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の

額については、前年度の税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とします。（附則第10条及び第15条関係）

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

オ 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」といいます。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とします。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とします。

（附則第12条の2及び第16条の2関係）

- (2) 宅地等で当該年度における用途が前年度の用途と異なるものについて平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置を適用する場合には、税額計算の基礎となる当該各年度の前年度の課税標準額の算定方式は、当該宅地等の用途変更後の用途に係る本市の平均の負担割合を使用する方式によらず、当該宅地等が、当該各年度の前年度における賦課期日においても、当該各年度における賦課期日における用途と同じ用途に供された宅地等であったものとみなして算定する方式によることとします。（附則第9条の2及び第14条の2関係）

3 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行うこととします。

(2) 上記1, 2及び3(1)の改正は, 平成30年4月1日から施行します。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第76号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項前段中「第327条第2項」を「第327条第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第3項中「同項」とあるのは、「法第327条第3項において読み替えて準用する法第326条第3項」と読み替えるものとする。

第10条に次の1項を加える。

4 前条第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第3項中「同項」とあるのは、「法第327条第6項において読み替えて準用する法第326条第3項」と読み替えるものとする。

附則第3条の9第2項中「第2項前段」を「第3項前段」に改める。

附則第4条中「第10条」を「第10条第1項及び第3項」に、「同条及び」を「同条第1項及び第3項並びに」に改める。

附則第8条第1項後段中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2、附則第14条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則

第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）及び附則第16条の2中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第17条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（法人の市民税に関する規定の適用区分）

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項及び第4項の規定は、法人税法第75条の2第1項又は第81条の24第1項の規定により延長された申告書の提出期限が平成29年1月1日以後に到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分）

第3条 改正後の条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成30年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（行財政局税務部税制課）